

災害対策基本法等の一部を改正する法律案に対する修正案

災害対策基本法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中災害対策基本法第八条第二項に一号を加える改正規定の次に次のように加える。

第八条に次の一項を加える。

3 国及び地方公共団体は、前項第十七号に掲げる事項を実施するに当たっては、被災した障害者がそれ以外の障害者による支援を受けられることの重要性に鑑み、当該支援に係る社会的障壁（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第二号に規定する社会的障壁をいう。）の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮が行われるために必要な環境の整備に努めなければならない。

第一条のうち災害対策基本法第二章に一節を加える改正規定中第三十三条の二第三項第二号ホを削る。

附則第一条ただし書中「第八条第二項の改正規定」の下に「、同条に一項を加える改正規定」を加える。